

議案第57号

福岡市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、土壤汚染対策法の一部改正に伴い汚染土壤処理業譲渡及び譲受承認申請手数料等の額を、介護保険法の一部改正に伴い介護医療院開設許可申請手数料等の額を定める等の必要があるによる。

福岡市手数料条例の一部を改正する条例

福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2 18の項中「75,000円」を「67,000円」に改め、同表21の項の次に次のように加える。

21の2 土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業譲渡及び譲受承認申請手数料	1件につき	70,000円
21の3 土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壤処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業法人合併又は分割承認申請手数料	1件につき	70,000円
21の4 土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の相続の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業相続承認申請手数料	1件につき	70,000円

別表第2 32の項の次に次のように加える。

32の2 介護保険法第107条第1項の規定による介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	介護医療院開設許可申請手数料	1件につき	40,000円
32の3 介護保険法第107条第2項の規定による介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査	介護医療院変更許可申請手数料	1件につき	25,000円
32の4 介護保険法第108条第1項の規定による介護医療院の許可の更新の申請に対する審査	介護医療院許可更新申請手数料	1件につき	25,000円

別表第2 33の項中「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の」を削り、同表40の項の次に次のように加える。

40の2 介護保険法第115条の35第3項の規定による介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについての調査の実施	介護サービス情報調査手数料	1件につき	19,000円
--	---------------	-------	---------

別表第2 45の項中「37,700円」を「33,900円」に改め、同表46の項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第2 32の項の次に3項を加える改正規定及び同表40の項の次に1項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。